

実務記事

# 実践企業が明かす 電子契約利用の メリット・デメリット



齊藤一紀  
(さいとう かずとし)  
株式会社セゾン情報システムズ  
事業管理部購買事業課課長

電子契約とは、これまで企業間で紙によって取り交わしていた契約行為や重要書類データを改ざんや偽装できないように、電子文書（電子ファイル）に電子署名を施し、情報通信ネットワーク技術を利用して相互に取り交わす、または電子署名済ファイルを送信することを指す。

近年は電子署名法、e-文書法、電子帳簿保存法などの法整備が進むと共に電子証明書（電子的な印鑑）の急速な拡大に伴い、各企業間において電子契約を結ぶことが容易となった。

電子契約では印紙税が課税されず、かつ業務処理スピードの向上や事務管理が容易になり、これまで負担となっていた人件費や書類配送料、書類保管にかかっていたコストが削減されることが特徴である。

そこで、いち早く電子契約サービスを導入した株式会社セゾン情報システムズの齊藤氏に電子契約の利用状況を聞いた。

## 1 電子契約の導入経緯

—電子契約サービス導入に至るまでの経緯を教えてください。

齊藤：当社は、クレディセゾン社をはじめ金融機関や百貨店・量販店・FCビジネスなどの流通サービス業種向けのシステム構築・運用を手掛けるIT企業になります。

業務を行っていく中で、「こういう技術を持ったプログラマーの人が欲しい」「こういうスキルを持ったSEが欲しい」といった要望が開発側から出てきます。そうした要望に応えるため、われわれ事業管理部購買管理課は、

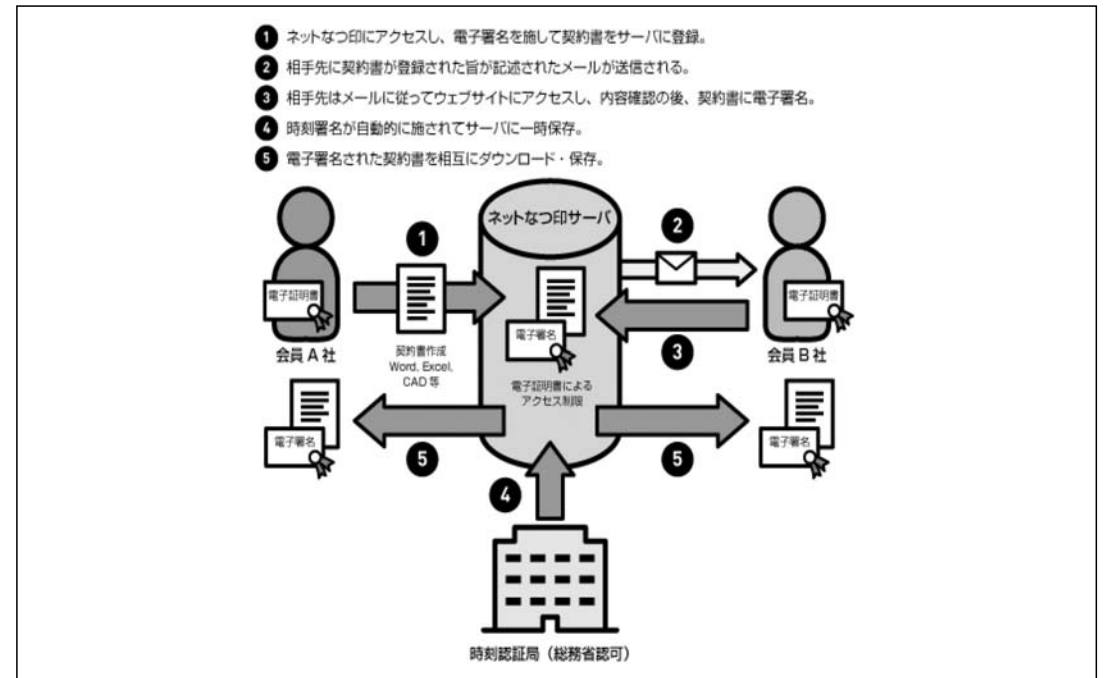
当社の協力会社の中から適切な技術者を確保し、発注を致します。

協力会社に発注をする際、これまでは当社が注文書と注文請書を紙に印刷し、それを協力会社に送付していました。そして、協力会社より注文請書に押捺してもらい、当社へ再度送ってもらわなければなりません。特に現場の要望に応えるレベルの技術者を十分に確保するまでには、紙ベースのこうしたやりとりを何回も行う必要がありました。

また、その注文書を誤ったところへ送ってしまうと営業秘密の観点から大変な問題となってしまう。

こうした業務のためにかかる人件費・封筒

【図表1】電子契約の流れ



代・配送費などのコストは非常に高くつき、当社を困らせました。

例えば、当社は支払通知書を協力会社に月一度送るのですが、それを封筒に詰めて、宛先を記入し、間違いがないか確認し、送る作業だけでも4人がかりで半日かけて行っていました。

そうした状況を鑑み、社内の業務をもっと効率化できないかという話が社内で持ち上がり、当社はアイセンス社の「ネットなつ印」という電子契約サービスの利用を検討し始めました。

幸いにも、この電子契約サービスを導入することは、コストの大幅な削減も実現できるとあって法務担当部門も含め関係する社員は皆賛成でした。

## 2 電子契約のメリット・デメリット

—電子契約サービスを導入して感じる具体的なメリットを教えてください。

当社では、主に注文書と注文請書のやりとりの場面で電子契約サービスを利用しています。

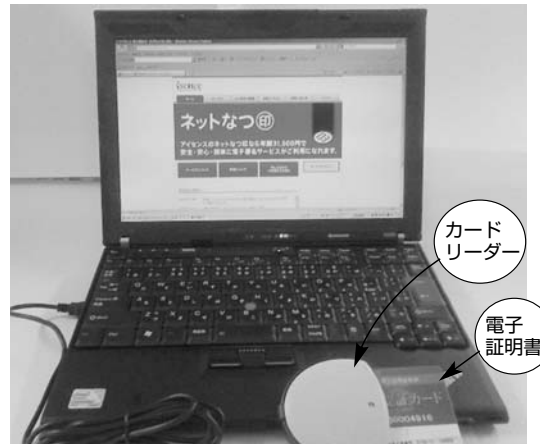
電子契約でよく言われているメリットとして、印紙税の不課税が挙げられます。従来までの紙での契約書などで課せられる印紙税は、電子契約においては不課税となります。

しかし、われわれを感じる電子契約のメリットとしては印紙税の不課税よりも、むしろ人件費の削減の方が効果は大きいように思います。先ほどの支払通知書の発送業務も、電子契約サービス導入後は一人で簡単に行えるようになりました。

注文書兼注文請書として、当社の電子証明書による電子署名（電子署名法によって認め

られた、従来の手書きの署名や印鑑の押印と同等の法的効力を持つ署名。ICチップに記録されている場合が多い。【図表2】参照）を施して、その電子署名済データをアイセンス社の電子契約サーバに送ります。

【図表2】電子契約を利用するための環境



次に、取引先はタイムリーにアイセンス社のサーバから送られてくる当社からのデータを確認し、その内容で問題がなければ電子署名を施すという手順を取ることで、取引先はわざわざ当社に紙による注文請書を送らずに済み、かつ印紙税も負担することなく作業が完結します。

また、当社からの注文書では、架空発注などの不正を防止するために内部統制上その証跡を残さなければいけませんので、これまで担当者、上司である私、そして部長、3人の印鑑を押すルールとしていましたが、電子契約サービスは、その証跡はシステム内に残っているので、その証跡を人の目で何重にもチェックする手間が省けます。

さらに、電子契約は印鑑の不便さを解消してくれます。これまでの印鑑が不便なのは、印影の登録しなければならないことです。実

際、法的な文書に印鑑を押すときは登録したものでなければならず、その印鑑を押すにも誰が押したのか確かめなければなりません。そのため、今度はその印鑑を押すために別の人が印鑑を押さなければいけないといった手間のかかる面倒な作業をするはめになってしまいます。

しかし、電子契約サービスでは誰かが無断で電子署名（従来の捺印行為）をしたとしても、すぐに判明します。何時何分にどのパソコンで電子証明書が利用され電子署名をしたかの記録が自動的に残されます。こうして責任所在が速やかに明確化されるのです。

—取引先から電子契約でのやりとりをするごとの了解を得るのは、大変ではないでしょうか。

齊藤：取引先が安心して電子契約サービスを利用していただくために、当社では、従来の印鑑にあたる電子証明書やカードリーダーの費用など一部を除き、電子契約サービス利用にかかる費用に関して初年度分はわれわれが負担すると言っています。

もちろん取引先に電子契約を強制することはできませんから、現状では、従来の紙と電子契約の両方が共存している状態です。ただ、メインとしている取引先は、ほぼわれわれの意向に賛同してくれていますので、現在では注文書の約80%相当が電子契約に切り替わりました。

しかし、基本契約書や請負契約書など各種契約書の電子契約化までにはまだ至っていません。その理由は、初めての取引先と新たな契約を結ぶとき、先に電子契約で使用する電子証明書を作って欲しいという話を取引先の担当者の方に理解してもらうことが難しいからです。

また、電子証明書の取得に時間がかかってしまうのがネックの一つです。電子証明書を

申し込んでから発行されるまでに約1週間、その後、その電子証明書は本人限定郵便として厳重に取り扱われ、郵便局までそれを取りに行かなければならないので、それなりに時間がかかります。

通常は、お互いに基本契約書の内容を理解して、了承を得てから印鑑を押すわけですから、電子契約をするために、それからまた1~2週間かかるとなると多くの企業は躊躇してしまいます。何よりわれわれは迅速に要員を調達したいのです。

例えば、初めての取引先であっても、「急ぐ」と求められれば、すぐに技術者を確保しなければなりません。しかし、電子証明書の取得には2週間近くかかるのです。もちろん、コンプライアンス上、基本契約書を結んでいない先から技術者を調達するのはNGです。

また、コスト面をわれわれが負担するといっても、電子証明書代は、年間約1万~1万5千円くらいかかります。アイセンス社の電子契約サービスの利用には、年間3万円かかります。

したがって、今後の契約が続くかどうかもわからない相手先に、最初からそうした費用と時間を負担するかというと、現実的にはなかなか厳しいのです。

ただ、初めは紙による契約であっても、契約を継続し更新するときには、それまでの紙での注文書や注文請書のやりとりでは書類の量が増えて大変なので、様々なコスト代を削減できる電子契約で今後はやっていきましょう、というように、電子契約サービスへの移行の話が出てくると思います。

—電子契約をする上で困ったことやサービスを提供するアイセンス社に対する要望があれば教えてください。

齊藤：電子契約をする際に電子証明書が必要になります。この電子証明書は認証局と言わ

れる機関が発行しています。当社では一定の水準までの購買は部長決裁で発注できるので、電子証明書は部長名でも取得しています。ただし、われわれは会社員ですから、いずれは人事異動というものがあります。部長も何年か経てば替わります。

しかし、この電子証明書はどの法人の誰であるかを明確にしているものであるため、部長に異動があれば電子証明書の再取得が必要になります。その際には、また郵便局に電子証明書を取りに行く行為が発生します。確かな取引をする上で必要なことは理解していますが、本人が取りにいかねばならないとか、代理の人が行くならその委任状がないとしないといった面倒な点が考えられます。

アイセンスの「ネットなつ印」は同社のサービスに加入しておらず、電子証明書を所持していない企業に対して、通知文書、見積書、請求書、検取書、差入式契約書の送付が可能になりました。これは、当社もサービスとして加えてはどうかと提案したものです。書類の改ざんや偽装ができないサービスの特徴を活用し、電子署名済データが送付できるようになれば、利用用途は広がるでしょう。書類がどのような状態にあるかも明確なので、トラブルも避けられます。






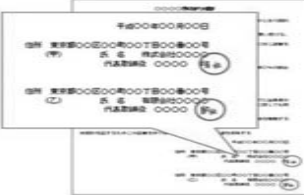
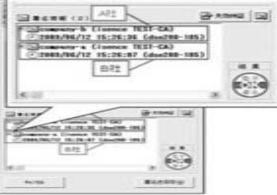
時代のニーズや変化を真摯に捉え、サービスを提供して欲しいと思います。

### 3 導入を考えている企業へ

—最後に、電子契約の導入を考えている企業へ向けてメッセージをお願いします。

齊藤：「電子契約」という言葉が難しい印象を与えているのではないのでしょうか。もっと単純に今まで注文書と注文請書を2枚発送し、その後注文請書となる1枚は返してもらっていたものが、電子契約サービスの導入によっ

【図表3】従来の契約事務との比較

BEFORE	⇒	AFTER
<b>署名なつ印前の契約書等</b> 	⇒	<b>電子ファイル(例.doc.xls.ppt他)</b> 
<b>印鑑</b> 	⇒	<b>電子証明書(電子的な印鑑)</b> 
<b>なつ印</b> 	⇒	<b>電子署名</b> 
<b>署名なつ印後の契約書等</b> 	⇒	<b>電子署名済みファイル(.cms)</b> 

てこうした送付作業が不要になると考えていただくのと分かりやすく理解してもらえませんかと思っています。

また、先ほども申し上げましたが、印紙税が不課税となる以上に人件費や作業工数などの手間が軽減されるという利便性があることを知っていただきたいと思っています。

電子契約サービスの導入にあたって自社内の賛同を得ることはそれほど難しいことではありませんが、相手の会社にかんして電子契約に加入してもらおうかという、取引先の理解を得ることがカギになってくるかと思っています。こうした新しいサービスを導入することに難色を示す企業もあるでしょうから。

しかし、当社のみならず、取引先も同じように人件費や印紙税を削減できるサービスだということを説明したところ、結果的には多

くの取引先の賛同を得ることができました。

われわれも半年前に電子契約サービスの利用を始めた頃は、どれだけのメリットがあるのか具体的には分かりませんでした。しかし、実際に採用してみると初めに予想していた印紙税の削減以上に作業工数削減のメリットが大きいと感じました。多分、相手会社も同じように工数の削減ができていますはずで

す。そういった利便性を正しく理解していただくことで、これからもっと積極的に導入してくれる企業が増えて、電子契約サービスが広がっていけば良いと考えます。

—ありがとうございました。

(11月18日セゾン情報システムズ本社にて)

(協力：株式会社アイセンス)